

令和4年12月22日

第5回 関市防災基本条例策定専門委員会 議事録

場所：関市役所6階大会議室

○議事日程

令和4年12月22日（木曜日） 午後2時00分 開議

- (1) (仮称) 関市防災基本条例の経緯【概要版】について
- (2) (仮称) 関市防災基本条例 骨子案（案）の構成について
- (3) (仮称) 関市防災基本条例 骨子案（案）について
- (4) (仮称) 関市防災基本条例 骨子案（案）にかかる解説について
- (5) 意見交換会
- (6) 今後の全体スケジュール

○出席委員

一般公募		朝倉 勝美
一般公募		高村 明宏
一般公募		早川 好美
一般公募		紅谷 美代子
関市自治会連合会	会長	遠藤 俊三
関市自治会連合会	副会長	中嶋 亘
関市民生委員・児童委員協議会	会計	太田 進
関市地域女性の会連合会	会長	北村 房子
連合岐阜中濃地域協議会	副議長	村瀬 大
関市消防団	団長	土屋 泰弘
関市女性防火クラブ	代表	早川 貞子
国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学	特任准教授	村岡 治道

○欠席委員

関市老人クラブ連合会	副会長	石丸 継治
関市社会福祉協議会	会長	澤井 基光
関商工会議所	副会頭	各務 剛児
せき市保育会	代表	日野 知教
関市小中学校校長会	会長	奥田 浩順

○委員以外の出席者（事務局）

関市危機管理課

関市危機管理課

関市危機管理課

関市危機管理課

関市危機管理課

関市危機管理課

課長

主幹

課長補佐

主任主査

主事

書記

安田 肇

森 啓一

渡邊 活広

小澤 宏之

田内 彰悟

都留 有里佳

令和4年12月22日 午後2時00分 開会

○危機管理課 安田課長

皆さんこんにちは。定刻となりましたので、これより第5回関市防災基本条例策定専門委員会を始めさせていただきます。

本日の専門委員会は傍聴ができる会議として開催しておりますが、本日の傍聴者はなしでございます。

また、会議内容は後日議事録を作成し、公表いたします。

前回の8月3日の第4回専門委員会の議事録はお手元に資料として配布しておりますので、委員の皆様はこの議事録をご確認いただき、訂正がありましたら来週の水曜日12月28日までに危機管理課までご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、連絡がない場合はご承認いただいたものとして、後日公表させていただきます。

それでは始めに村岡座長よりご挨拶をいただきます。

○村岡座長

皆様こんにちは。本日は第5回ということで、第1回の時には確か事務局の方から全国的にも珍しい条例策定について我々は集うとご説明いただいたと思いますが、今日は5回目終盤に差し掛かっておりまして、本日はまた皆様方からの活発なご意見ご指摘等をいただいてよりよい市民のための条例制定に向けて全力で取り組んでまいりたいと思いますので、本日もどうぞよろしくようお願いいたします。

○危機管理課 安田課長

はい、ありがとうございます。

議事の進行につきましては関市防災基本条例策定専門委員会運営規定第5条によりまして、座長が進めることとなっておりますので、議事の進行を村岡座長にお願いいたします。

○村岡座長

それでは座長を務めさせていただきますので、皆様どうぞよろしくお願い致します。

本日は先ほど申しましたように慎重なご審議をいただきますよう、よろしくお願い致します。

最初に事務局から議事の進め方について提案があるとのことですので、事務局からの説明をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

○危機管理課 渡辺

(議事の進め方について説明)

○村岡座長

はい、ただいま事務局から説明がございました内容について、委員の皆様ご質問ございませんでしょうか。

ご意見もないようですので、事務局から説明のあった通りまず1つ目、本日の議事につきましては採決を取ること。続きまして2つ目、採決の手法につきましては本日の会議に出席する委員の半数以上のご賛成により決すること。

この2点に基づいて議事を進めることについてご承認いただける方は挙手をお願いします。

挙手多数と認めましたので、本日の議事は採決を取り、過半数以上の賛成により決するという点で進めていきますので、皆様ご協力をお願いいたします。

それでは、議事の(1) (仮称) 関市防災基本条例の経緯【概要版】について事務局から説明をお願いいたします。

○危機管理課 渡辺

((仮称) 関市防災基本条例の経緯【概要版】について説明)

○村岡座長

ただいま事務局からご説明ありました、点につきまして、皆様ご質問等ございませんでしょうか。

○委員

妊婦さんとか赤ちゃん用のサポート等についてはどこに記載されていますか。

○危機管理課 渡辺

そちらにつきましては、後ほど本文の中、(3)、(4)の中で説明させていただきますが、避難行動要支援者に含めております。

○委員

災害が起きてからのところということですね。

○危機管理課 渡辺

事前登録も含めて記載しております。

○委員

実際、静岡の方では災害時に臨月近い妊婦さんがかかりつけ医に連絡が取れない、他の病院にも通院していないため受け付けてもらえず、ものすごく不安であったということや、赤ちゃんの沐浴等に困ったという話があったのでそういうことも入っているといいかなと思いました。

○危機管理課 渡辺

ありがとうございます。また後ほど説明させていただきます。

○委員

確認ですけども、各団体の意見交換会やアンケート調査はこの専門委員会が行うには大変だから、事務局が代わってそれをやっていただいたという捉え方でいいですか。

○危機管理課 渡辺

過去の専門委員会で、さらに広く色々な人の意見を聞いた方がいいというようなご提案もありました。

その中で意見を聞く対象を誰にするのかということで専門委員会の今後の取り組みの中で、被災者の方や障害者の方などにご意見を聞いていきますというお話をさせていただいて、進めさせていただきました。

○委員

専門委員会が色々な調査研究をするものだと思うが、この場で行うのは大変だから、事務局が代わって作業、事務をしていただいた、そういうとらえ方をすべきかと思うのですが、それでいいですか。

○危機管理課 渡辺

はい。委員会の皆様に今後のスケジュールをお話しさせていただいて、了承を得ましたのでそのように進めさせていただいたということでございます。

○委員

『市』と『行政』という用語についてなんですが、骨子案には『市』とか『議会』という言葉が出てきて明確であると思うのですが、別紙2では『行政』という言葉が使われていまして、その辺りは何か意味合いがあるのでしょうか。

○危機管理課 渡辺

別紙2に何日現在というのが書いていなくて大変申し訳ないのですが、第4回の専

門委員会での最終まとめをした時点のものでございまして、第4回ですと、8月3日時点ということになります。

8月3日の内容も踏まえて皆様方からご意見を頂戴し、『行政』という言葉ではなくて、わかりやすい『市』という表現に統一をして、別紙3や別紙4を作成しております。

○村岡座長

他の委員の皆様いかがでしょうか。

ご意見もないようですので、議事の(1) (仮称) 関市防災基本条例の経緯【概要版】についてご了承いただける方は、ここで挙手をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

挙手多数と認めます。よって(1) (仮称) 関市防災基本条例の経緯【概要版】については原案のとおり関市防災会議に報告することといたします。

つづきまして、(2) (仮称) 関市防災基本条例 骨子案(案)の構成について事務局の方からご説明お願いいたします。

○危機管理課 渡辺

((仮称) 関市防災基本条例 骨子案(案)の構成について説明)

○村岡座長

ありがとうございました。

今、構成についてご説明がありました。

左の方からまず主人公の責務について述べられていまして、その次に予防、災害発生の直前あるいはその後という時間の流れによって取りまとめられているということでした。

市民が見たときに市民が何をしたらいいのかというのは探さないといけない構成とも言えますけれども、このような作法に則って行政は論じられるということをお重きにおいて構成なさったと私は理解していますが、委員の皆様から何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

○委員

避難所の運営に関するところはどこに含まれるのでしょうか。

応急なのか、復旧なのか、復興なのか、応援協定なのか。

○危機管理課 渡辺

応急対策の自助と公助の部分でございまして。

○委員

解説でいうと何ページでしょうか。

○危機管理課 渡辺

別紙4の45ページ、(5)のところでございます。

○委員

ここで細かい質問もしてもいいのでしょうか。

○危機管理課 渡辺

また後ほどお願いしたいです。

○村岡座長

骨子案につきましてご意見ございましたらお願いいたします。

○委員

『市』、『市民』、『事業者』3つの使い分けがあるということですが、とりわけ市の中の司令塔について、言及されている部分がちょっと少ないような感じがします。

○村岡座長

市の中の司令塔ということについてですね。

○危機管理課 渡辺

市の防災対策というのは地域防災計画で定めておりまして、そのトップとなるのは市長でございます。

防災基本計画というのがあるのですが、その中にそれぞれ警報が出た時には市の職員が何人参集するのか、災害の事象に対してどの課が行うのかなど、細かい内容が定められておりまして、防災会議の中で諮り定めています。構成員は、自治連の会長や消防団長、そのほかにも自衛隊、中部電力(株)、NTTなど色々な団体です。この条例に市の主体が少ない、もう少しこの中に入れた方がいいのではないかといいことでしょうか。

○村岡座長

私の割り込むようなところではないと思いますけれども、『市長が』とか『市の〇〇部局が』という意味合いの文言がもう少し入っていてもいいのではないかといい趣

旨ですね。それが地域防災計画の中に整理されている、棲み分けがあることですね。では、今、委員からご質問あったことについての詳細や規定、記述は地域防災計画で整理済みであるというご回答でよろしいでしょうか。

○危機管理課 渡辺

はい。

○委員

今のことに関わって、地域防災計画と条例は同格ではない。そういうところから委員はおっしゃったのではないかと思います。

そして、前の事務局の回答で少し気になるのは、『地域防災計画に詳しく書いてあるから、特に公助についてはこの条例の中に詳しく書かなくてもいいのではないか』という言い方は、市民にとって地域防災計画はあまり馴染みがない。だからこそ、その上にくる条例はその要点についてやっぱり記載すべきでないかと思っております。

○危機管理課 渡辺

はい、ありがとうございました。

お二人が言われる通りでございまして、防災基本条例というものがあって、その基本理念を計画に反映させるという内容をこの中に加えてもいいのではないかということでございますね。

○委員

もう一つ、構成についてですが、中分類の『9. 防災に関する知識の普及等』、それから『10. 防災教育の推進』と書いてあり、多分『10.』は市や学校が行う、そういう教育について書かれている、そういう意図だろうと思います。

『9.』は市民の学習に関わることだと思うのですが、これは『防災に関する学習及び訓練』という表現にした方がよくわかるのではないかと。

あるいは一緒にして『市民は〇〇』『市は〇〇』というように学習と教育を区分されてもいいのではないかと思います。

○村岡座長

今ご指摘いただいたことについては、別紙3、別紙4を確認するとより確認ができるみたいですね。

それでしたら、後ほど確認させていただきます。

今、委員よりお話しいただいたのは19ページ目ですね。ちょうどページの真ん中あたりの『9』と『10』の数字のところについてのご指摘をいただいたと認識い

たしました。

これについては後ほど、審議しましょう。ありがとうございます。

委員からいただいた1つ目のご指摘についてはどういたしましょうか。

計画があるから条例で書かないというよりは、位置づけを見直して、条例でも書いて、それについて地域防災計画でもより詳細に述べているというように整理し直すことができるのであれば、条例の中で『市』あるいは『市長』というように詳細に明記することは可能なのですか。

○危機管理課 渡辺

地域防災計画、行政の防災対策というのが市民に周知されていないのが現状であるということであるならば、地域防災計画、行政の防災対策というものを市民の方へなんらかの形を通じてお示しをしていくという手法も考えられますし、条例に記載するというのも考えられますので、それにつきましてはまたこれからご意見が多数出てくるかと思しますので、その意見も踏まえて、再度さらに会議を開くのかとか、事務局の一任で難しいということであれば再度会議を開くことになると思いますし、全体を通じて、どのようにしていくかという方向性を決めていきたいと思えます。

○村岡座長

それでは今、委員よりご指摘、ご質問を頂戴しました1点目につきましては、本日この場で引き継ぎ、その観点で皆様にご審議いただくということをお願いしたいと思います。

それでは他に意見等ありますか。

○委員

19ページの大分類の『3 予防対策』ですけれども、この中の中分類で『災害への備え』、『市民』、『事業者』あとは『14. 自主防災活動』が示されていて、それを具体的に明文化するという形で先ほどの『参考1』にも、わかりやすく示されているのですが、この条例が制定以降、恐らく対策が進んでいくと思えます。

それをなんとか2年に1回、あるいは3年に1回でもいいですが、市の方で調査をしていただいて、グラフなどを作って、災害に強い街になっていく度合を『見える化』するというのか、例えば家具の固定はどのぐらい進んだとか地区防災計画はこれくらい出来上がったなど、調査を行うことをどこかで明文化していただくといいと思えます。

そうでないと、やるところとやらないところ、やる人やらない人の濃淡がでてくると思う。

条例に書いてあるからやってくださいではなくて、何とかして進めるためにそのよ

うなことを調査していただくと非常にわかりやすいかなと思います。そして、対策が進んでいないところへはぜひとも市の方からサポートしていただけるといいと思う。

○危機管理課 渡辺

条例の本文には、避難カードのように自分の自宅の安全を確認しましょう。という基礎的なものを記載しているものもあり、委員より発言のあった内容につきましても本文に入れるのか、施策に入れるのか、また、皆さんから出していただいた280個のご意見も同じで、本文に入れたい部分も当然あるのですが、なかなかそこまで入れられない部分もあって非常に悩みどころでございます。

○委員

当然条例に入れるとすれば、最後の『市は進捗状況について調査する』というところですが、どこかで計画を立ててきちんとやっていただければありがたいなと思います。

○村岡座長

参考までに教えていただければと思うのですが、今、委員よりご指摘ありましたように、市が、あるいは国や県が謳うことに対してチェックする仕組み、調査して公表するというのは防災に限らず他の分野でなにかあるのですか。

○危機管理課 渡辺

市民へのアンケート調査というものがございまして、福祉の分野についてとか観光についてとか、防災の分野についても市民アンケートをとっています。例えば、『日ごろの備蓄をどのようにされていますか。』という内容のものも取っておりますので今後もそれを継続していくということで、条例ができたあとの毎年毎年どのように変わっていくかという『見える化』っていうのは把握できていると思っています。

○村岡座長

既存の調査に上乘せするのか、それでもって対応できるのか、あるいは新たにつくるのかも含めてぜひご検討いただければと思います。

他の委員の皆様いかがでしょうか。

○委員

言葉のことで、19ページの大分類の3番目『予防対策』で、中分類の真ん中に『災害への備え』があり、小分類で『市民の予防対策』『事業者の予防対策』というのがありますが、私たちが防災の啓発活動をしている時に、『市民の事前の備え』という中分類で使われているような言葉を使っていて、『対策』という言葉はあまり使

っていない。『備え』がいいのか『対策』がいいのか、両方使われているので詰めた方がいいと思う。

『市民の予防対策』とするならその後も『対策』という言葉で統一されているのかというところまでは確認できていないですが、その辺りが少し引っ掛かります。

そして、先ほどの委員が言われたことに関しては、私たちが地域で色々活動している中で、背に背負っているものが今までは何もなかったもので、これからはこの条例に基づいて『〇〇をしなければならない』ということと言える。

今まで地域防災計画はあってもどちらかという行政向けの内容であるし、地区防災計画もまた別で、しかもなかなかできていないので、条例を頼りに、バックに背負って活動していきたいというようになる。そのためにも条例をどの位置にランク付けするのかという地域防災計画の上にくると私自身思っているが、それでよかったか。

○危機管理課 渡辺

条例で地区防災計画の策定を謳います。また、地区防災計画を地域防災計画の中に位置付けるよう提案することができます。

○村岡座長

委員がおっしゃった、『災害への備え』を『災害への事前対策』と書き換えるとよろしいということですかね。『備え』という言葉は『事前対策』という言葉にすることでしたかね。

○委員

『予防』と『事前』で、『事前』の方がしっくりくると思う。

言葉を統一していただいた方が、私たちも活動する中でよく使う言葉になるので、今まで『事前の備え』という言葉を使ってきて『予防対策』という言葉は使ってこなかったため、その方が活動もやりやすいかなと思う。

○村岡座長

事務局の方で『事前対策』という言葉に差し替えが可能かどうかを検討していただけますか。

○危機管理課 渡辺

あくまで、専門委員会としてタイトルを作ることになるので、条例を策定する段階は法令の作法的なものもありまして、その用語がつかえないということも当然出てきますので、なかなかそのまま行くのは難しいところもありますが、専門委員会

としてそのように差し替えることは可能です。

○村岡座長

法令の作法に合うかどうかはひとまず置いておいて、専門委員会から提案する文章は『備え』ではなく『事前対策』という4文字に差し替えるということで修正をお願いいたします。

いろいろな視点から皆様からご指摘、ご質問いただいておりますが、まずこの場では議事2の骨子案の構成についていかがでしょうかという問いかけとなっておりますので、構成について皆様ご意見いかがでしょうか。

ではご意見もないようですので、議事の2つ目、『(仮称) 関市防災基本条例 骨子案(案)の構成について』ご承認いただける方は挙手をお願いしたいと思います。

ありがとうございます。挙手多数と認められました。よって議事2『(仮称) 関市防災基本条例 骨子案(案)の構成について』は一部文言を修正して、原案のとおり関市防災会議に報告することにいたします。

続きまして、次の議題に移ります。

次の議題は、議事の3、議事の4の2つございます。議事の3は『(仮称) 関市防災基本条例 骨子案(案)について』及び、議事4『(仮称) 関市防災基本条例 骨子案(案)にかかる解説について』この2つ関連があるということで一括して事務局から説明をお願いいたします。

○危機管理課 渡辺

((仮称) 関市防災基本条例 骨子案(案)について、(仮称) 関市防災基本条例 骨子案(案)にかかる解説について説明)

○村岡座長

ただいま事務局からご説明いただきました。これに対して、委員の皆様からのご質問等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

22ページのわかりやすい表についてですが、避難行動要支援者への支援等というところの中段の図で、1番上に要配慮者と書いてありまして、そして白抜きで要支援者それから外国人、妊産婦、乳幼児と枠が離れているのですが、この外国人なども要支援者という解釈でよろしいでしょうか。

○危機管理課 渡辺

そうです。不適切ですので修正します。

○委員

枠を分けた意味はあるのですか。

○危機管理課 渡辺

意味はございません。

避難行動要支援者につきましては、先ほどもお話がありましたように、災害時において特に配慮を要するものということでございます。

専門委員会でも意見のありました、日中においてお父さん、お母さんは会社に行っている、でも子供は小学1年生でも家に帰って1人でいたりする、そういう状況であっても災害というものに対して見守り活動もしている。よって災害時においても避難行動要支援者として含めるべきではないかという意見もございましてこの中の災害時において特に配慮を要するものというところに含まれているというものでございます。

○委員

先ほども質問した、『妊産婦へのサポート』はどこの部分にあるのでしょうか。妊婦さんと、大きな病院の連携をとっていただくと、災害が起きた時に不安にならなくてすむので、体制というか、医療チームというか、サポートチームというかそういうものが作ってあるといいかなと思います。

○危機管理課 渡辺

災害時、避難所とか分散避難の中で避難をされている方もいらっしゃる、避難所を例に例えますと、市が備蓄しておりますけども、当然避難者は自宅に備蓄していた物も持って来られる。足りない状況となれば市の備蓄を使っていただくのですが、市の備蓄というのは限られた物品で限られた数量でございますので、物資や薬等不足分は民間の力が必要となりますので、協定を進め、避難者の方、被災者の方を支援する体制を整備しているというのが現状です。

○委員

赤ちゃんは毎日お風呂に入れるのがいいのですが、断水するとそれもできないので、そういう時にどこで支援を受けられるのかというのも公表していただく、そういう体制を作っていただくとすぐ連絡したりできると思います。

○危機管理課 渡辺

ありがとうございます。条例の本文では避難行動要支援者の支援ということで書かれていますけれど、具体的な支援する内容については、市の施策としてどうしていく

のか検討していくという形になるかと思えます。

○委員

生まれた赤ちゃんとそのお母さんを助けてあげてください。

○村岡座長

今のご質問に関連しまして、別紙3の8ページ目、上に『ボランティアへの支援』とありまして、これの2のところ『市は～中略～団体と連携を図り』と書いていただいています。

今、委員が指摘されたようなことを市が直接支援するには専門性が足りないかと思えますので、得意とする団体、例えば助産院や助産師の業界団体を掘り起こしていただき、ぜひ今ご指摘があった案件についてはここに読み込んでいただきまして、市内外のそういった業界団体に声をかけて、いざという時に頼める枠組みを作っていただくということも対応の一つかなと思えます。

○委員

関市を調べてみると、助産院は1つしか見つかりませんでした。大きな病院でも看護師は赤ちゃんを取りあげたりできず、助産師が必要となるのでそういう連携があると安心だと思えます。

○村岡座長

こういった医療関係者は災害協定しているのですか、なければ協力する義務とかいったものは特に課せられてないということですか。

○危機管理課 渡辺

武儀医師会とか歯科医師会など地域防災計画の中の公共的機関に位置付けられていまして、市と協定も締結しております。

○村岡座長

承知しました。ありがとうございます。

○委員

今の件ですが、災害時の弱者というのはいろいろな立場があるということで、家で必要な器具を使っている方とか認知症の方とかいろいろな方があると思えます。その弱者がどういう人かというのを拾い出して、『災害に弱い人はこういう人だ』とか、

先ほどの話であった小学生の例のように、『こういう状況になると弱者にあたる』というのどこかで入れていただくといいと思います。

○危機管理課 渡辺

避難行動要支援者については、表に記載の方々には限定されていますが、専門委員会の提案では、家に1人である子供たちの安全も確保しなければいけないということで災害時において特に配慮を要するものというのも加え、この条例を制定するにあたって、市の施策としてどういう方を対象にするのか、条例を元に、後ろ盾にして進めていくという流れになります。

○委員

先ほど避難所の運営はどこに入りますかと質問したことにも関連して、若者の意見交換のところで、LGBTQだとか色々な人が集まるということに質問があったということで、その部分が具体的にどこに書いてあるのかなと思い、先ほどの質問をさせていただきました。

指揮命令系統が少し弱いのではないかと、という先ほどの意見も含めて、教育の記載はどこなのかというのがありますし、ボランティアの支援、教育だとか、そういったところにこういった方々も世の中にはたくさんおられるので避難所運営の時の配慮が非常に重要になってきております。そういうことがどこに書いてあるのか読んでいてわからなかったので、避難所運営全般についてももう少し詳しく明文化されてはどうかと思います。

防災条例なので予防の方に軸足があって、発災後の対応ってところがちょっと相対的に弱いのかなと感じています。

避難所はペット連れの方や色々な人が来るので、モラルとか考え方をだれが調整するのか、ボランティアが行うのか、市の役割なのかというそういう位置づけが指揮命令系統が弱いのでわからない。

先ほどもどこまで条例に入れるかという話がありましたが、私は法令規則の原則に基づいて条例ではざっくりとした方向性を示せばいいと思います。細かいところは計画があるので、そちらに詳細を書けばいいと思います。細かいことを書くとごちゃごちゃして整合性が取れなくなり、リスクーなのでそのように進めていけばいいと思います。

○委員

書き間違いかもしれませんが、別紙4の24ページ7番で、避難するときに持っていくもので簡易トイレというのは携帯トイレの間違いではないですか。

備蓄品のところに、簡易トイレを備蓄するというのをに入れてほしいのですが、自宅

に簡易トイレがあると安心なので。

○村岡座長

便座の代わりになるものが簡易トイレですね

○委員

チラシ等に細かいことは載せるということでしたが、私はホームページに載せていただいた方が誰でも好きな時に探して見て勉強できるので事前の備えなどの細かいところはホームページに載せてほしいです。

○危機管理課 渡辺

すでにそういうものは載せておりますが、さらに詳しくということですね。

○委員

はい、さらに詳しく、ホームページが少し見にくく、探しにくいので探しやすくしてほしいです。防災に限らず全体的にホームページが見にくいです。

○危機管理課 渡辺

防災対策のホームページは、例えば、台風が来た時には事前の備えとして、屋外の安全確保や避難行動の確認、避難所の確認など台風の接近に伴う防災対策を時系列で掲載していますが、もう少し詳しく、さらに詳しくということですか。

○委員

避難所は1つの手段ですが、皆さんに聞いてもどこへ避難するのかというのはわからないと思います。だから、それを周知する1つの方法として地区防災計画を各地域で取り組んでいるところであるが、それに一生懸命取り組んで、その中に避難所も入ってくるので、避難所についても地域の皆さんによく知ってもらえると思います。なので、地区防災計画の関係は特に取り組まなければならないことだと思います。

○村岡座長

これは資料の5ページ目に『関市防災基本条例の位置づけについて』という資料をもって説明していただくといいと思います。

上位にあるのが今、我々が報告するために議論している条例で、これが条例に向けての調査報告にもなるわけですけども、これが防災会議で採決されたら、それを頂点にして既存の関市防災基本条例が今、委員からご指摘のあった地区防災計画に波及することにつながっていくことになると思います。

今、我々が議論していることがしっかりと取り上げられれば、おのずと地区防災計画まで波及するというので、地区防災計画が今後の重要テーマの1つであるということには変わりないと思います。

私から1つ、委員のご指摘を聞いてふと思ったのですが、今回我々が議論しているのは条例そのものではなくて、条例に向けて専門委員会で議論して調査報告するという文書の確定を行っていると思います。

委員のご指摘を受けた時に、これまで4回、我々が色々と議論してきた思いとか、意見等は条文では表現できない部分が多くあったと思います。その点については条例に載せきれない、取り上げられないということになるのでしょうか。

何か参考資料的に取り扱えないものなのでしょうか。

今、委員がおっしゃった避難所の話だとか、要支援者の例とか、委員の色々なご指摘だとか、多岐にわたると思います。すべてを網羅してまとめ上げることは難しいと思いますので、『委員はこういうことを考えて〜』というような前置きのメッセージのようなものを整理して巻末資料に載せるということ是可以ののでしょうか。

○危機管理課 渡辺

それは当然できます。

前置きで『こういうことが望ましい』とか『こういう意見がある』とかいうものと一緒に提出することはできると思います。

○村岡座長

条例に載るかどうかはともかくとして、委員会の総意とはいかないにしても、こんなことを我々は考えてきたという、足跡を残せるような意味合いの文書を提出することは可能ということですね。

○危機管理課 渡辺

それは、可能です。

○委員

今は3、4についてどこでも質問していいのでしょうか。

○村岡座長

3、4まとめておりますのでどこでも大丈夫です。

○委員

今、座長がおっしゃったことでいくと、色々な意見をここでは出して、そして市の

方でまとめて条例素案を作られるというそういう解釈でよろしいですね。

市の方で作られた目的と理念について、基本理念について、どうも私はしっくりいかないです。

条例を設置する目的のところですが、別紙4の2ページで『この条例は基本理念を定める』、『責務を明らかにする』、『それぞれができる防災対策を行う』この表現は条例にしてはちょっと曖昧だなと思います。

そして、文章の中にも色々なとこで使っている『防災に関する基本的事項を定める』こういう言葉の方が少しは条例らしいのではないかと。

『それぞれができる防災対策を行う』というよりもその表現の方がいいのではないかなと思います。

それから、もう1つ、『本市の防災の基本理念』というところで、防災というのは何かというと右側に書いてあるように、(2)災害を未然に防止し～とずっとありますけど、防災のところを『市民の生命身体及び財産を守る上での基本理念』という定めにした方が緊張感が出てくるのではないかと思います。

防災条例の目的の一番頭のところにそういう言葉を書くと、定義というのとは一番残っていくものなのでいいと思います。

後の趣旨とか解釈、運用ってというのは、また別個に作らないと市民の皆さんの目に入らないと思います。

何とかそこの防災のところを今申し上げたような言葉を入れていただくと、最初に来る言葉として非常に緊張感があるのではないかと思います。

次に、基本理念のところ特に気になるのは、『防災対策は自助を原則とし、共に努めるとともに公助がこれらを補完する』というところです。

自助とか共助とか公助というのは防災の考え方を表記したものであって、そんなものは理念じゃないと私は思います。これは理念ではない。

例えば、今、富岡公民センターのグラウンドに富岡保育園の仮園舎を作っています。

それを見ていると、とても丈夫な基礎が作られている。そして部屋に入る階段もすごいしっかりしたものを作られていて、1年して壊すなんてことはもったいないようなものが作られた。これは何かというと、市の方が業者に頼んで、予算をかけて、新しい建築方法や基準なども考慮して作られたものがその建物ではないかと思う。

1月から子供たちが入ることになってはいますが、そういうことを考えると別に自助が防災の原則でも何でもありません。

防災対策というのは今申し上げたようなところをすすめられていて、自助だけがそこへ持ってくる言葉ではないだろう。共助とか公助というのは理念ではない。ただその『助』のあり方を区分した考え方であるため、ここでわざわざ理念としてあげるにはちょっと弱いかなと思います。

こういう市でやられる公共施設等の建築などは都市づくり、街づくり、防災に強い街づくりという広い意味で防災も街づくりに含めて、街づくりの一環であり、教育学習に関わることも人づくりの一環である、そういう大きな広い考え方に基づいて考えていかないと、『防災は防災』と他のことと全く区分されてしまっている。

村岡座長が、色々なところで講演されている『日常生活に防災を組み込む』ということがあります。そういう言葉とか、あるいは日常生活の中で、地域コミュニティをもっと深めることを大切にするのがよいと思います。

防災、防災に走るのではなくて、地域の中でコミュニティをもっと深めることがそれにつながっていくというような言葉がやっぱりこの理念の中に入っていないと思います。

理念というのは市民、事業者、市、防災関係者が共通に持つ理想とする文言が来ないといけない。それがどの項目へ行っても『基本理念に乗っ取り』と書かれているので全部に影響してくると思います。

自助、共助、公助というのは理念ではないと、とんでもないことを言いました。

○危機管理課 渡辺

地域のまちづくりに関しては自治基本条例というのがあります。その自治基本条例の中では『地域で互いに協力し』というものがあって、当然それが防災に生きてくるということが記載されています。

今回は防災の条例ということで、このような基本理念にさせていただきました。

事務局の考え方としては、他市の条例を参考にしながら、自助、共助、公助が互いにそれぞれできることをやっていただいて、連携し、防災対策を継続して実施していくとして作っております。今、委員がおっしゃられましたように、その基本理念については大元になる部分ですので、どういたしましょう。

○委員

文章の中でもそれぞれの立場での自立を促していたと思います。それと共通して、『助け合いの精神』こういうものをもってこないと、自助、共助、公助では適切ではないと思います。

関市の教育計画が今年度から出発しているはずだけでも、その中の理念の最後に『自立した人間、人づくり』というのが確かあった。

また村岡座長の話になるが、子供たちが学校でも自分の判断ができて、そして自分で動けるということが大切で、先生の指示に従って失敗した例もありましたよね、だから子供たちも学習して自分の判断で動けるといいう人作りをしないとイケない。これは、全体に関わってくる1番大事なことだと思います。

○危機管理課 安田課長

基本理念、目的というこの部分の見直しをかけようと思うのであれば、もう1回お時間いただきたいということになってこようかと思います。

ただ、ここの思いというのは皆さんのお声を聞く中で1番いえるのは、市民1人ひとりの防災意識が薄いのではないかということです。

これを上げることによって、それぞれの防災の予防なり、取り組みなりというのが上がるということが1番会議で議論されているところではないかと思います。

それも踏まえて自助の部分はこの条例を作ることによって強調していきたいということで、『自助』『共助』という部分をクローズアップしてきたような形になっている状況です。

○村岡座長

今、委員並びに課長が事務局を代表して、お話がありましたが、私が勝手に解釈しますと、市民1人ひとりが自分のことを守るのは『自助』であり、市民1人ひとり地域の構成員になりますので、そういう意味では1人ひとりが頑張れば『共助』につながります。また、市民1人ひとりが自分の職業で頑張れば事業者の構成になるのでしょうし、もちろん市職員の皆さんも市民の1人であることには違いないので、『市民1人ひとり』イコール『自助』というのもちょっと狭いような気がします。

自助があつてこそ、共助、公助ができるという考え方もできますけれども、各自が自分でできる自助、自分でできる共助、自分でできる公助となるとこれはまさしく委員がご指摘なさった『手段』にすぎない。

それよりも委員がおっしゃった生命と財産、健康、私が勝手につけ加えるなら日々の生活とかいったところを守り抜くという観点で整理しますと、まさしく理念として各自でみんなのこれらを守るという整理の仕方もあるのかと思います。

片や今、事務局から問いかけられましたここの議論を深めるにはもう1回委員会を開催するというところにつきましては、面倒くさいからこれで打ち切りということにはならないかと思いますので、座長としましてはもう1回追加で委員会を開催していただくことに関して何ら違和感は感じておりません。

他の委員の皆様、これについて、または他の観点でもご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

○委員

希望なのですが、防災士の氏名公表をしていただきたいと思います。

『自助』『共助』にも関わってくると思いますし、1人では何もできないという方も多く、防災士が集まって市への協力もできると思いますので防災士の氏名公表をするというのはどうでしょうか。

○危機管理課 渡辺

同意のこともありますので、何年か前に同意を得ているということですが、公表するには再確認をしてからとなると思いますけど、条例の制定後、防災士の方には防災教育の分野の要として活動していただきたいと思っておりますし、これまで以上に協力していただくことになろうかと思っておりますので、施策の中でどう協力を促していくのか検討していきます。

○委員

広報等に載せていただくと、ありがたいと思います。

○危機管理課 渡辺

そのあたり、同意も含めてもう少し検討させていただきます。

○委員

今、委員が言われたことは、すごく理解できます。

私たちが普段活動しているのも街づくりの中に防災があるというような考えでやっています。街づくりができて、お互いにみんなが色々なことを共有できる状況になると防災もやりやすく、すぐ広まります。

1番大事なのは街づくりでありその中に基本的な防災を入れることが僕らの思いでもあるので、基本理念のところにそのことがあればいいなと思います。

『自助』『共助』『公助』という言葉は普段の活動でも使っているが、見方によっては、『また自助、共助か』ということにもなりかねない。ほかに変わった言葉があれば、どういうことだろうと興味を引くかもしれないと思います。皆さんの意見を聞いてみてはどうでしょうか。

○村岡座長

基本理念に入れ込むということでしょうか。

○委員

今、委員が言われたようなことが、基本理念にあるといいかもしれない。街づくりの中に防災があることは間違いない。

○委員

委員がおっしゃったことは改めてというか目からうろこという感じでした。仕事柄、会社関係、事業体関係の規則的なものを作ったりするのですが、理念があってその下に行動指針だとか事業方針がくるという構成で作ります。

ここに書いた、今の基本的理念はどちらかというと行動指針的な内容になっていて、具体的に目的のところでは事業方針というか災害に強い街づくりをどう実現していくのかなどを示す、そういうような構成に置き換えてみたら、落ち着くかなと思います。

参考までに理念ということで、基本的な考え方のところなので、やっぱり自律した人作りとかそういったところが理念になってくると高尚な条例になってくるかと思えます。

○委員

私もこの専門委員会に参加するにあたり、他の市の基本条例等を見たのですが、ほとんどここに書いてあるような文言ばかりが使われていました。そのことに何の疑問もなく臨んだのですが、条例の名前が、仮称ではありますが『関市防災基本条例』ということでこの基本というのは市民とか個々であるそういう意味合いもあるとは思いますが、防災かつ基本的なということを考えますとかなりこれは重い条例に位置付けられると思います。

ですので、この基本理念を再度、熟考するためにもう1回開催するということに私は賛成です。

○村岡座長

ありがとうございます。発言する委員が偏り始めていますので、他の方もしご意見ございましたらぜひお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員

『自助』『共助』『公助』それぞれの言葉を強調しすぎると、そこが足りないとなかなか非難を受けるような、例えば、自助が足りないとか、公助に期待しすぎるといようなむしろマイナス方面になる可能性もあるので委員が言われたような総体としての理念というのを持つべきだろうと思います。おっしゃることはよく理解できます。

○村岡座長

委員の皆様よろしいでしょうか。

では、議事3、議事4につきましては、採決をひとまず見送って、もう1度委員の皆様が集まっていただき、理念について議論する場を設けるということ座長として提案したいと思いますがいかがでしょうか。

○危機管理課 渡辺

はい、委員会を開催するというごことをお願いいたします。

○村岡座長

理念以外につきましてはご指摘、ご意見等よろしいでしょうか。

では、次回は理念についてより深く意見を出し合うということをお願いしたいと思います。

それを踏まえまして、今後の全体スケジュールについて事務局からの説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○危機管理課 渡辺

(今後のスケジュールについて説明)

○村岡座長

ありがとうございます。今後の全体スケジュールについての事務局からの説明に對しまして、皆様からご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○委員

はい、市の防災会議への専門委員会からの報告は座長がされるのか、事務局が代わってやられるのか。

○危機管理課 渡辺

村岡座長からさせていただきます。

○村岡座長

よろしいでしょうか。

では、ご意見もないようですので、ただいま説明頂戴しましたスケジュールでおねがいしたいと思います。

本日の会議全般あるいは防災に関しまして、なにかご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

では、ご意見もないようですので、本日の議事全て終了いたしました。ありがとうございます。2時間休みなしでご意見いただきましてご苦勞様でございます。これにて終了したいと思います。本日はありがとうございます。

○危機管理課 安田課長

村岡座長ありがとうございます。

また皆さん長時間に渡ってありがとうございます。

次回につきましては、資料にありますように1月13日で改めてご案内させていた

だく予定でございます。

また、次回は理念を主体としていくのですが、今日話ができなかったとか、これはどうなのかということがありましたら、年内28日までやっておりますので、年内に事務局の方に言っていただければ、それに対する回答を次回までにまとめていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは以上を持ちまして、第5回関市防災基本条例策定専門委員会を終了させていただきます。お疲れ様でした。

令和4年12月22日 午後3時50分 閉会